

## 平成25年度 第1回奈良県青少年問題協議会議事録

### 1. 日時・場所

日時：平成25年6月14日（金） 10：00～11：30

場所：奈良県庁5階 第1会議室

### 2. 出席委員（敬称略、順不同）

奥田 喜則（奈良県副知事）

藤野 良次（奈良県議会文教くらし委員長）

吉田 弘明（香芝市長）

森川 裕一（明日香村長）

千原 美重子（奈良大学教授）

川上 範夫（九州産業大学大学院特任教授）

岡本 真寿美（奈良県PTA協議会副会長）

小西 昇（奈良県青少年指導員連絡協議会会長）

宮田 庄一（元奈良県高等学校生徒指導研究協議会会長）

宮崎 美和子（社会福祉法人奈良いのちの電話協会）

小北 道大（財団法人奈良青年会議所理事）

### 3. 協議会の開会

- ・関係事務局の紹介

- ・【委員 1】の挨拶

本日は、奈良県青少年問題協議会を開催させていただきます。

これまで何度となく議論をいただき、例えば携帯電話のフィルタリングの問題について等、それぞれの専門分野について具体的なご意見を賜ってきました。

今日は「平成25年度奈良県青少年育成施策実施計画」について、とくにご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

- ・議事録署名人の指名

議事録署名人については千原委員と宮田委員が指名された。

- ・公開の承認

会議は公開とする。

傍聴希望者 なし

#### 4. 配付資料

- ・[資料1] 青少年の状況
- ・[資料2] 平成25年度 奈良県青少年育成施策実施計画(主要推進事業一覧)
- ・[資料3] 平成25年度 奈良県青少年育成施策実施計画
- ・[資料4] 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例骨子案に対する意見募集の実施結果について
- ・[資料5] 奈良県の取組 奈良コンソーシアムの強化
- ・[資料6] 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例(案)について

#### 5. 議事概要

##### 【幹事(青少年・生涯学習課)】

##### (1)『青少年の状況』について

##### 資料1「青少年の状況」について

##### ①都道府県別若年無業者比率(近畿)

都道府県別若年無業者比率が、近畿圏では一番高く、全国的にも、平成19年度で6位と深刻な状況にある。

##### ②若年者非正規就業者の割合

若年者非正規就業者比率も平成14年度が31.8%であったのに対して、平成19年度が37.6%となっており、全国平均より高く、全国平均を上回るペースで増加している。

##### ③子どもたちの状況

子どもの学力は高く、例えば、国語と算数の学力が、小学生では10位、中学生では14位となっているが、一方で運動能力は低いという結果が出ている。

また、学校の規則を守るといった規範意識は中学生で47位、小学生で46位といずれも低く、社会への関心も低い。睡眠時間は、中学生で47位、小学生で46位と短い。

##### ④1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移(国公立小・中学校)

1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移では、平成23年度で、全国平均が11.2人に対し、奈良県は12.8人で、全国平均を上回る状況が続いている。

##### ⑤児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数の推移は、平成23年度、全国で59,862件、奈良県で972件と、ともに大きく増加傾向にある。

##### ⑥自殺者数と自殺死亡率の長期的推移と⑦自殺死亡率の年次推移

自殺者は47位と全国で最も低いが、15歳～24歳、25歳～34歳の自殺死亡率は、全国と同様であり、深刻な状況にある。

## ⑧少年非行の現状

平成24年、犯罪少年849人、触法少年214人とともに減少傾向。全国的にも減少傾向が見られる。

## ⑨青少年の携帯電話利用（保護者調査より）

中学2年生の50%、高校2年生の99%が携帯を所持している。そのうち、フィルタリングサービスの利用率は、中学生の67%、高校生の32%である。

中学生の2割、高校生の6割にスマートフォンが普及する一方で、スマートフォンのフィルタリング利用率は低迷。フィルタリングサービスの利用率は、全体では、中学生67%に対して、スマートフォンに限ると、57%。高校生では、全体のフィルタリング普及率は、32%に対して、スマートフォンに限ると、21%の利用率。スマートフォンのフィルタリング利用率が低い。

## 議事（2）平成25年度奈良県青少年育成施策実施計画について

資料2 平成25年度 奈良県育成施策実施計画（主要推進事業一覧）について

### 1. 子どもと大人でつくる地域のつながり事業

当県の子ども達は、自主性、社会性、規範意識、体力が低い状況にある。その理由として、地域社会の連帯感やコミュニティ意識が希薄化しており、地域の教育力が低下していることが考えられる。この課題に対応すべく、本事業が企画された。

この事業は、地域の子どもと大人が一緒になって行う様々な交流活動を支援することで、地域で子どもを育てる力、すなわち、地域の教育力の強化をはかる。

この事業は、2通りの事業から成り立っており、事業提案型では、地域のグループや団体が地域の教育力の強化につながるような子どもと大人の交流事業を企画し、申請する。県での審査を経て、採択された事業には、事業に要する経費の2分の1を補助する。補助の上限は、2日で5万円、3日で10万円、4日以上で15万円までである。

プログラム提供型では、県が用意した活動プログラムを実施する場合に、県がアドバイザーに謝金を支払い、会場代を支払うもの。実施した事業については、成果を発表し、報告書を配布して、事業の成果を県内に広めることを予定している。また、事業を通じて、県内に子どもを育てる気運を高めていくことを目指す。

### 2. ユースボランティア育成事業について

ユースイベントサポーター事業については、ユースの風フェスティバルを開催してきたが、現在インターネット等の普及により、自ら情報を発信し、活動する機会が増えていることから事業を廃止した。地域ふれあい体験事業については、他団体でも類似する活動が実施されていることをみて、事業を廃止。

### 3. 青少年の健全育成に関する条例の改正に伴う啓発推進事業

条例改正という制度整備と、普及啓発という両輪で取り組んでいる。県議会の承認が得られることを前提に、「条例のあらまし」のリーフレットの配布、関係事業者等への説明会等を行い、改正内容を周知徹底し、啓蒙啓発を図っていく。

#### 4. 子ども・若者支援委託事業

ひきこもり状態にある青少年に支援のための居場所を提供する事業。自立支援のノウハウを持つ民間団体3団体に事業を委託する。

#### 5. 子ども・若者支援地域協議会普及事業

ひきこもり状態にある青少年を地域の関係機関・団体が連携して支援するもの。今年も、市町村に協議会設置の働きかけを継続していく。

市町村の設置状況は、葛城市で平成22年10月に協議会を設置、22年12月からは、総合相談窓口サポートルームを設置。24年度の相談件数は187件、そのうち状況が改善したものは19件。

また、天理市においても協議会設置準備中。25年4月より総合相談窓口「夢てんり」を設置し相談を開始している。

新たに協議会を設置した市町村には、相談窓口臨床心理士を派遣する。

#### 6. ニート・ひきこもり訪問支援事業

ひきこもり状態の長期化を防ぐため、臨床心理士による家庭への訪問支援事業を委託する。

24年度の訪問件数は延べ215件、そのうち改善がみられたのは、就職6名、職業訓練3名、進学4名、ハローワークへの誘導21名

#### 7. 野外活動センター

##### ①不登校の子どもを支えるキャンプ

不登校児童が、自然体験や共同生活を通して、学校生活への復帰を支援する事業。

##### ①森の幼稚園

幼児を対象に、自然観察や絵本の読み聞かせなど、遊びや体験を通じて、互いに育ち合うことを目的として実施。

#### 8. 野外活動センター食事環境充実事業

食事環境、特に自炊場の充実を目的に実施し、具体的には、4カ所の自炊場に、電子レンジ、冷蔵庫、ポット等を配置。その他、キッチンのシンクのリニューアル、給湯設備の配置、屋根の改修を行い、机、いすも県産材のものに更新。

野外活動センターについては順次整備を行っており、23年度にロッジ、テントサイトの改修工事、24年度には新管理棟の建設を行っている。今後とも、積極的

な広報や誘致を行うとともに、県民が利用しやすい環境作りに努めていく。

## 【健康づくり推進課】

### 10. 未成年者たばこゼロ事業

未成年者の喫煙はニコチン依存症になりやすく、保健所には、保護者や学校から子どもの禁煙について相談を寄せられることがある。そこで、保健所が窓口になり、本人、保護者、学校と医療機関の仲立ちが行えるよう、現在県内5ヶ所程度の医療機関と調整中であり、調整でき次第開設したい。

## 【こども家庭課】

### 11. DV相談支援対策事業（DVメール相談）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年）をもとに、県で基本計画を策定しており、昨年3次計画を策定した。そのなかで、DV防止法には規定されていない交際相手からのDV（デートDV）についての防止対策を新たに盛り込んでいる。特に若者を対象としたメール相談窓口を、中央こども家庭相談センターに開設予定で、現在関係機関、高等学校と調整中である。

### 12. 児童虐待防止支援事業

虐待件数については、24年度の集計中だが、23年度と比較して20数%増加見込みとなっている。こども家庭相談センターの機能強化、市町村の対応力の向上に係る事業を考えている。主な事業として、平成17年からのこども家庭相談センター24時間相談体制、虐待専門のこども支援課を設置、必要な人員の配置も行っていく。

### 13. 児童虐待防止推進事業

奈良県では22年、24年に虐待死事件が発生し、22年の虐待死事件を機に、未然防止、早期発見等の観点から、アクションプラン（23年～25年の3カ年計画）が策定されている。

24年度は、要保護児童対策地域協議会運営のための実務マニュアルを作成、25年度は、マニュアルに基づく研修会、市町村が独自に研修を実施するための研修プログラムの作成、広く一般の方に虐待を周知するための啓発事業を実施。

### 14. 子どもと家庭テレホン相談

中央こども家庭相談センターにおいて、年末年始を除く毎日、9～20時（土日祝日は18時まで）電話相談を受け付けている。昨年の実績は約1,000件。

## 【女性支援課】

### 15. DV予防啓発事業

DV に関しては、こども家庭課とも連携し、こども家庭課は DV の相談、女性支援課は予防啓発を所管として事業を行っている。

高校生を対象に、特に交際中の若い男女間でのデートDVを理解し、合わせて身近な人とのよりよい関係を築くことを目的として、高校等へ出向き出前講座を行っている。この事業を効果的なものとするためにアンケート調査も予定している。

#### 16. 女性に対する暴力防止対策事業

昨年度に引き続き、大学生等若い人を中心にした啓発を行っていく予定です。

#### 【保健予防課】

##### 17. 自殺予防ホットライン事業

昨年度に引き続き、精神保健福祉センターに、自殺予防に関する専用電話を設置している。センターで電話相談を受け、必要により、面接や適切な相談機関の紹介も行っている。

#### 【薬務課】

##### 18. 薬物乱用防止対策事業

街頭キャンペーンを中心とした啓発活動を実施している。

###### 1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

昨年、6月23日にイオンモール大和郡山で実施。今年も6月22日イオンモール大和郡山で実施予定。

###### 2) 麻薬・覚醒剤乱用防止運動

昨年、10月26日にイオンモール樫原で実施。今年も10月25日にイオンモール樫原で実施を予定している。

###### 3) 薬物乱用防止教室による啓発活動

県職員が中学校・高等学校・大学等に出向いて講演を行う。昨年は7カ所（中学校1校、高校2校、大学5校）で実施しており、今年も既に大学で1校実施済みである。

###### 4) 薬物乱用防止指導員による活動支援

指導員が薬物防止教室、イベント、講習会等を通じて、各地域で啓発活動を行っている。平成24年度は123カ所、うち、小中学校31カ所で実施している。

###### 5) 大学の学園祭を利用した啓発活動

県内17大学のうち、昨年6校で実施。最近では学生が主体となって、リーフレット、ティッシュの配布などの啓発活動を行っている。今後参加校が増えるよう取り組んでいく。

###### 6) 脱法ハーブ

現在、県民に対し、街頭キャンペーン・薬物乱用防止教室・ポスター等を

通じて、注意喚起に努めている。県内で脱法ハーブを販売している3店舗にも、昨年6月から月1回程度、県警と合同で立ち入り調査を行い、販売自粛を要請。今後も引き続き関係機関と連携して、継続的に啓発活動を行っていく。

## 【雇用労政課】

若者の就職状況について、平成25年3月に卒業した方の就職内定状況

高校生は、全国で95.8%、県内で93.3%。大学生は、全国で93.9%、県内で88.1%。

若年者の非正規雇用率は、奈良県は全国で3番目に高く、若年者以外も含めた県外就業率は全国で最も高い。

それぞれの年代や就業状況に合わせた事業を行うことで、多くの若者が安定した働き方ができるように取組を進めていく。

### 19. 若年者職場実習事業

新規事業として、若年者職場実習事業を開始。フリーター、未就業の状態にある若者を対象に、実際の企業現場で働く基本を学ぶための職場実習を行い、その後の就職活動の際の経験値としてスキルアップを図り、早期の就職を支援する。実習期間中には、実習先を訪問し、実習生のフォローも行っている。

### 20. 奈良キャリアデザインセミナー

県内大学生の3回生、短大の1回生を対象に、就職活動解禁前に企業情報や、内定者の話を聞くセミナーを開催し、就職活動本格化前の早期の段階での就業意欲形成を促す取組を行っている。

### 21. 若年者雇用対策推進事業

#### 1) ジョブカフェ運営事業

ジョブカフェ（ならしごとiセンター内）において、若年者の早期就職、就場への定着を促進するため、キャリアカウンセリングやセミナー等を開催。

#### 2) 高校生のジョブサマースクール開催事業

高校生の職業意識を養成するため、就職フォーラム「ジョブサマースクール」を開催。

#### 3) 地域若者サポートステーションの運営支援

ニート対策として、県内2カ所（奈良市と桜井市）に地域若者サポートステーションを設置。職場体験等の自立支援に関する事業、臨床心理士等による相談を委託。

### 22. 若年者県内雇用促進事業

県内企業への就職を促進するため、新卒求人掘り起こし、大学への情報提供、企業向けセミナーを行うとともに、県外学生を対象に、奈良県出身の学生が多いと思われる大阪と京都で県内企業による企業合同説明会を2回開催。

### 23. はたらく力づくり事業

非正規労働から正規労働に転換するため、また、就労当初から非正規労働とならないために、高校生に対しては、仕事理解、自己理解を中心に研修を行い、大学3回生に対しては、今後効率的な就職活動を行うための研修、大学4回生・既卒者に対しては、これまでの就職活動を振り返り、効率的に就職活動を行うための研修を実施。

### 24. 技能者育成対策事業

小中学生を対象に、技能者の働く姿を見てものづくりへの認識を高めることを目的として、事業所の見学ツアーを実施。また、小中学校に技能師の有資格者を派遣して、小中学生に実際にものづくりを体験してもらうことにより、ものづくりのすばらしさを体験してもらう。

高校生には、技能者による職業講話、社会労務士等による労働法制関連の講義を提供し、勤労講習を実施。

## 【学校教育課】

### 25. 夏休みノーテレビノーゲームデーチャレンジ事業

夏休み期間中、小学校3年生を対象に、1週間のうち2日間、テレビを見ない・ゲームをしない日を自分で設定し、その時間を家のお手伝いなどを使って、保護者とのコミュニケーションを促す。

県内公立小学校ではほぼ100%実施。特別支援学校3校でも実施している。実施後、児童、保護者の10%を抽出してアンケートを実施。その結果、特に兄弟がいる場合など、小学校3年生以外でも実施していいのではないかとの意見があった。本年度はチャレンジカードを学校教育課のホームページに掲載し、県内の校長会を利用して、利用の促進を図って行く。

### 26. 県立学校就職支援事業

1. 特に1月以降就職内定をとれない高校生を対象に、民間企業で人事経験のある人材を就職支援員として活用し、生徒を個別に面接、適正診断等をして支援する。
2. 高校3年生を対象にした直前ガイダンスや高1、2年を対象にした就職への心構えを培うためのガイダンスを行う。
3. 企業への対応として、県内外の企業を訪問し、求人の開拓を行う。



## 【生徒指導支援室】

### 27. 緊急いじめ対策等学校支援事業

学校だけでは解決困難ないじめなどの事象に対して弁護士、臨床心理士等の外部の専門家を派遣して問題解決を進めていく。

### 28. 中高生元気発信プロジェクト事業

廃止になった高校生社会参画活動推進事業では、県内の全高校が参加する高等学校生徒会連絡会を立ち上げ、県内の高校生が共同してボランティア活動を行い、熊野古道の水害復旧にも取り組んできた。中高生元気発信プロジェクト事業では、高校生社会参画活動推進事業での活動を、中学校の生徒会と協働した取組として実施する。現在モデル校を指定して、高校8校が取組可能な活動内容について、地元の中学校と調整中である。

### 30. 児童生徒健全育成推進プロジェクト事業

対応が困難な問題行動が多く発生している学校に、教員OB（校長経験者）が一定期間滞在し、生徒指導に係る取組を助言する。現在2名1チームで、3チームを中学校4校に派遣。

### 31. 学校巡回指導事業 資料

対応が困難な問題行動が多く発生している学校に、教員OB（校長経験者）が学校訪問を行い、各校個別の事象や緊急対応を要する事象等について、助言や支援を行う。

### 32. 児童生徒の問題行動等対策事業

いじめ等問題行動で困難を抱える学校の先生方を支援するため、緊急雇用活用事業をもとに学校サポーターを派遣し、先生方を支援。今年は、51校に配置できるよう計画推進中。

## 【人権・地域教育課】

### 33. 学校地域パートナーシップ事業

本県の子どもたちの教育課題である規範意識・社会性の解決に向けて保護者や地域が学校の運営に参画し、教職員を協働して課題解決を図る事業。

学校の校務分掌の中に、新しくコミュニティ部を組織し、課題解決の取組がスムーズに進むよう、課題別にプロジェクトチームを立ち上げる。また、教職員、保護者、地域住民で組織するコミュニティ協議会を設置し、子どもたちの現状や課題、具体的な取組について、熟議を行う。これは、他県にない取組で、平成25年度は、公立小・中学校の約9割がこの取組を行う。これにより、地域の活性化、保護者や住民の学校への理解、家庭教育の見直し、新たなコミュニティ形成のきっかけとな

ると考えており、子どもたちの豊かな学びを確保し、社会的な絆や地域への帰属意識を育んでいきたい。

#### 【保健体育課】

資料に記載はないが、薬物乱用防止対策事業（薬務課）に関連する事項を口頭で説明。

県教育委員会では平成10年度より、各学校において薬物乱用防止教室を、小学校では地域の実態に応じて可能な限り、中高では年一回開催してもらうため、薬物乱用防止教育を各学校で推進する指導者、教職員を対象に、薬物乱用防止教室講習会を実施している。健康教育専門の大学教授、県薬剤師会、県警の刑事部組織犯罪対策課の協力のもと、講師を招いて、薬物乱用防止教室講習会を年1回開催しており、本年度も、9月6日に橿原文化会館で開催予定。

平成24年度の各学校における薬物乱用防止教室の開催状況は、小学校30.2%、中学高69.2%、高校91.2%、開催回数では、1回実施147校、2回以上実施18校、講師としては、警察関係者が最も多く、次に薬剤師が多くなっている。

#### 【教育研究所】

##### 34. 電話教育相談事業

教育研究所において、不登校やいじめなど学校生活での悩みや子育て、家庭生活での悩みについて専門の相談員が対応を行う。

また、全国統一の24時間いじめ相談ダイヤルを開設。年中無休、24時間体制でいじめの問題に対応。昨年は、2322件の相談が寄せられた。（概要についてはパンフレット）

##### 35. 不登校対策のための特別教室設置モデル事業

市町村における適応指導教室の中に特別教室を設置し、不登校状態にある中学生に対し、従来の心理的支援に加えて、学習支援を充実させることにより、高校への進学状況を改善し、将来の社会的自立を支援する仕組みをモデル的に検討。この特別教室で学習した成果を中学校に伝え、評価の参考にすることで、不登校生徒の成績にも反映させる。

平成22年度から3年間、奈良市、大和高田市の2市に委託してきたが、昨年末をもって事業は終了。本年度、この取組で得られた成果を、奈良県における適応指導教室のモデルとして県内に広めたい。

#### 質疑応答

##### 【委員 2】

青少年の状況を拝見したが、若年無業者や子どもたちの状況等は非常に気になる

状況。それとリンクするか定かではないが、自殺者数、自殺死亡率の年次推移がかなり引かかる。取組の中の自殺予防ホットライン事業（資料3P）で、電話相談326件、面接相談94件とあるが、この数字については、全国的に鑑みてどうなのか。

#### 【保健予防課】

相談件数については、精神保健福祉センターの数字で、全国の数字としては把握していない。あくまで県の数字として記載。

#### 【委員 2】

把握されていないということだが、自殺の主な原因を調査するのはなかなか厳しいものがあると感じている。原因としては、例えば今の厳しい経済状況のなかでの様々な環境の悪化等予想はされるが、原因の調査は行っているのか。

#### 【保健予防課】

自殺の実態調査については、24年度に都道府県比較ということで、実態調査させていただいた。この調査は青少年に限定したものではなく、全体の自殺の調査であるが、奈良県が全国47位となっている。この結果については、奈良県の世帯の平均貯蓄額が高いこと。世帯の平均貯蓄額が高いと自殺死亡率が低いのではないかと。

また、酒類の販売量が少ないことから、酒類販売量が多いと自殺死亡率も高いのではないかと考察があった。

また、奈良県の自殺予防の因子としては、適度な飲酒、ゆとりのある生活でストレス度が低いのではないかとといった考察のほか、宗教的、地域的なつながりがあるのではないかとといったかたちで、都道府県の比較の考察結果が出ている。

25年度も引き続き自殺の実態調査を継続し、既存のデータを活用して、市町村での比較、地域での比較をフィールドワーク等により調査していきたいと考えている。

#### 【委員 2】

実施計画等における様々な事業に取り組むなかで、その先には命の尊さを守ることにつながっていくと理解しているが、今後、教育的な部分も含めて、さらにその取組をどのようにつなげていくか考えながら事業の実施をお願いしたい。

#### 【委員 3】

全般論として全体35事業のうち4事業廃止で9事業新設されている。事業を廃止しながら新たな事業を起こすのは勇気のいることと思うが、新たな事業をいくつも起こされると、地域に行き渡りにくく、地元としてついていきにくい部分がある。我々自身も勉強できていないということもあるが、事業の新築ではなく、改築で対応することも増やしていただけるとありがたい。これは総論としてお願いしたい。

また、廃止事業の一つは新たに事業がおこされており、事業の廃止というよりはこうやって運営しますよと言うような宣伝をした方がいいような気がしており、話のもっていきかたが残念に思う。野外活動センターの再整備について、こういう視点で作り直したからこう使って欲しいという言い方がいいのではないか。廃止事業と言われると、それで終わりなのかと思ってしまう。

児童虐待が急増しているのは大きな問題だと思っている。特に、24年度で20%以上増えている（資料1）。ここでも急増しているのに、説明されたようにこの上まだ20数%増えるのかと思うと、ぞっとする感もある。こういった吃驚で変化している内容については、もう少し踏み込んだ説明があるとありがたい。どういうところがどう変化しているのかという話が足りない気がする。何がどう増加している、何が理由なのかという分析がないと、対応の仕方がなくなる。

自殺の件、数字の面では全国で比べると大きな問題ではないようにも思われるが、実際、年間二百数十件（県内）、明日香村では人口比で県の2百分の1なので、年間1～2人の話のはずだが、結構多い。自殺の原因としては、家庭的な問題も多いように捉えている。実態のデータを調べるにあたり家庭的なところまでどうやって踏み込んでいくのか、行政からすると特に個人情報保護されている中でどう対応していくか調べていく必要があると感じている。例えば、近隣の市でいじめによる自殺があったが、このような案件についても家庭内な問題もなかったのかなど、冷静に分析しなければいけないと考えている。

未就業者に関しての提案だが、未就業者のうちの何分の一かは農業ともっと接点をもった方がいいのではないかと考えるようにしている。普通の社会では不適合かと思われる方が熱心に農業をしている事例もあり、そういう視点での取組を検討いただきたい。

明日香村では、民生児童委員（総代さん）がDVを発見したり、やりとりする場合の窓口になっている。そういう方たちに活躍していただくこと、そういう方達との接点の持ち方をご紹介いただきたい。

学校コミュニティ協議会について、地域の協力という話もよくわかるが、この3年から5年の間でやり方がころころ変わっている気がして仕方ない。もう少し安定的に説明していただきたい。学校を支援する話なのか、地域の話なのか、家庭の話なのかよく分からない感もあり、整理をお願いしたい。

## 【委員 1】

事業の廃止の問題と、新規の問題に関して、廃止する事業についてはそれに変わる事業を新しくしていますという説明をお願いしたい。

野外活動センターについては、本館の老朽化した施設、ロッジをもう少し使いやすいものにしようという観点から行った事業であり、ご指摘の通り関係機関にもっとPRさせていただきたい。

あと5点の個別の案件について、まず、虐待の増加、自殺者に関わる問題で家庭

の問題が原因ではないのかというご指摘があったが、そういう自殺の原因についての説明を願いたい。

#### 【こども家庭課】

虐待について、現在24年度を集計中だが、おそらく対前年の20%を超える。23年度の972件についても、前年度比で30数%の増加であった。これについての一つの分析として、虐待の種類に応じて身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待に分類しているが、22年度と23年度を比較して急増したのが心理的虐待である。心理的虐待に含まれるのが泣き声通告で、泣き声が聞こえるという近隣知人からの通報が増えている。ここで虐待件数として申し上げているのは、あくまで対応件数として申し上げているが、ひとつは近隣知人からの通告が増えているのが要因になっている。

この理由のひとつは、児童虐待に関して死亡事例が発生したこともあり、広報活動を通じて一般市民に周知が進んだ結果でもあると思われる。24年度については集計中だが、関係機関のなかでも特に警察からの通告が倍増した。警察も事象があった場合に速やかに市町村、こども家庭相談センターに通報するという方針で取り組まれている。関係機関からの通報の増加ということは、関係機関間の連携が進んでいるという結果である。

一方で、対応件数はわかるが、実際の発生件数を把握するのはなかなか難しいものがある。やはり対応件数が増えている部分は先ほど申し上げた要因もあるかと思われるが、件数が増えてきていること自体には、現実的に子育てに不安を抱えるお母さん方が現にかなりの割合で潜在的におられ、社会的な病理として進行している側面があると考えられる。

#### 【保健予防課】

自殺の実態調査について、まず25年度は県内39市町村の基礎データを収集し、自殺の希少地域を研究する専門家にデータの分析を委託することからスタートすることで進めている。各市町村における基礎データについて、統計比較により奈良県における自殺の希少地域、多発地域を選び、専門家ともにフィールドワークに入りたい。それを進めて、自殺の希少地域、多発地域における特徴などを見出して、奈良県における傾向を分析し、その結果を各市町村への周知を図って、各市町村の今後の自殺対策に反映させていきたいと考えている。

#### 【委員 1】

未就業者に関わる研修や職場紹介、職場斡旋のほかに、農業従事、農業法人も含めた斡旋をすることについてはどうか。

#### 【雇用労政課】

未就業者の方に農業と接点を持ってもらうことについて、雇用労政課では、公共職業訓練を行っており、そのなかで民間に委託して、農業科を設けている。そこでハローワーク等からの紹介により訓練を受けていただき、農業法人等へ就職していただいているケースがある。その他の相談機関、ジョブカフェ、iセンター、サポートステーションに照会していただければ、ハローワークを通じてということになるが、未就業者の方も農業科の訓練を受講していただけるのではないかと考えている。

#### 【委員 1】

地域のなかで起こる自殺、虐待等も含めて地区の民生委員さん、総代さんとの接点をどのように持つかということについてどう考えているか。

#### 【女性支援課】

自殺、虐待等ではないが、DVに関連して、早期発見、相談アドバイスできる方、地域での理解者を増やすという目的で、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の方々も対象に、DVの理解を深める、あるいは被害者支援をテーマにした講座を年に2回、実施しており、毎年約100名以上の参加がある。今後も続けていきたい。

#### 【委員 1】

学校コミュニティについてはどうか。

#### 【人権・地域教育課】

学校・地域パートナーシップ事業の前身である学校・地域連携事業の内容は、これまで学校の行き届かないところについて、学校からの要請により、地域の方や保護者の方にお手伝いいただくというものが大半であったが、子どもたちの規範意識や社会性がなかなか高まらないという課題があった。

そこで、学校・地域パートナーシップ事業においては、地域の方と学校と保護者がいわゆるコラボして、社会全体で子どもたちを育てていく仕組みづくりを進めている。どのようにすれば子どもたちの規範意識が向上していくかを十分話し合っていくなかでこの仕組みづくりを進めるために、昨年度は、15校の小・中学校をモデル校に指定し、取組の成果と課題についてご提案いただいた。今年度は、県内公立小・中学校の86.7%の学校でこの取組を推進する。少しずつではあるが、モデル校の取組から見いだされたメリットを広報することによって、この取組が定型的に進んでいくようバックアップしていきたい。

#### 【委員 3】

問題提起として申し上げるが、学校支援うんぬんという話で、地元でもテーマを

あげて実際に活動しており、特に挨拶運動等も地域の人が出て行って生徒に声をかけて、地域と協働感のある人間形成をめざしていこうという形で行っている。ひとつだけ、学校の支援を地域にしてもらおうという発想はやめて欲しい。みんな子どもを育てるという視点でお願いしたい。例えば学校の放課後であっても、学校施設を取り込んでしまうのではなくて、できるだけみんなでカバーしていくように、学校は空間であって、教員の補助を地域の人をお願いしているわけではないので、その点をご理解いただきたい。

#### 【人権・地域教育課】

特に学校が地域に出て行って、地域に貢献することにより、学校にも地域にも双方にいいという WIN-WIN の関係を築くことを目指して推進していきたいと考えているのでご理解いただきたい。

#### 【委員 4】

青少年の実態について、虐待が増えているというのは心が痛む。家庭の中で毎日そういう環境で生活をしている子ども達の実状がスクールカウンセラー等、臨床心理士の方からも声が上がっている。

DV の予防啓発についてはやはり予防が大切であり、デート DV（資料 15）について、女性だけが被害者ではなく男性も被害者という視点で教育をされているが、どの程度の割合で開催されているのか。

#### 【女性支援課】

現在、各高校等において希望を募っている。高校は 6 校、中学校の保護者会から 2 校声が上がっている。希望があれば予算の範囲内で出前講座での訪問をしていきたいと考えている。

#### 【委員 4】

滋賀県でもこの事業に関わっていて、デート DV の DVD を 50 例ぐらい作成した。教材として視覚化する方向にも取り組むといいのではないか。DV だとわからないまま自分を責めて苦しんでいる生徒が中学生のにもいるなかで、視覚化することでそれが DV だと分かる。予防という観点から、教材の視覚化にも取り組んでいただきたい。

#### 【委員 5】

親として、今、子ども達が一番直面しているのが、携帯電話とたばこの問題。禁煙相談窓口を設けるといふ話あったが、カッコいいと思ってたばこを吸っている子ども達が多く、依存していると自分自身で気づいていない。保護者の方も自分の子どもがタバコを吸っていても、依存しているとは思っていない。いつでも辞められ

と思っている。禁煙に治療が必要だということに、子どもも親も気がついていない状態。

薬物の防止教室を学校でも開催しているが、子ども達はたばこが依存性のある薬物であると気づいていない。

日本ではたばこの害について、喫煙者の肺や、何十年も喫煙した人の顔を全面に出して啓発がされていないと思う。たばこは子どもにとって一番身近な害なので、もっと啓発をしてほしい。

#### 【健康づくり推進課】

未成年者の喫煙については、大人よりニコチン依存症になりやすく、また逆に、適切な治療を行うと大人より回復しやすいと言われており、なるべく早く禁煙の相談を受けて治療に入っていくことが重要と、今回この事業を立ち上げている。

たばこの害についてもっと啓発すべきというご指摘については、5月31日の世界禁煙デーにショッピングセンターで啓発活動を行った。

そのなかで、喫煙者と非喫煙者の一卵性双生児の写真を展示をする等、たばこの害について啓発活動を行っている。

#### 【委員 1】

学校関係の指導はどのようになっているか。

#### 【保健体育課】

学校教育の中では、小中高別に保健の中で扱っている。小学校では5・6年生の保健分野の一つとして、飲酒、薬物乱用も含めた防止教育を行っている。中学校、高等学校でも同様に行っている。

ただし、時間的には保健は週一時間、1・2年生で行われているが、たばこ以外にも広く健康教育を行っているため、授業実数としては1時間程度が実状で、そのなかで各教師が工夫して指導を行っている。

#### 【委員 6】

全体に言えることで、まず一番最初に青少年の状況があるが、この状況のなかでそれぞれの項目ををどのように評価されているか、委員のなかで異なると思う。例えば、就業率が低いとあるが、問題点の重要度をA B C D Eとランクしたらどの位置になるのか。

それから、子ども達の状況で規則を守らない子がいるというのはどの位置になるのか。やはり重要度の高い問題に対して事業をやっていかないといけない。仮にデータが低い事案でも、重要な事業もあるだろうし、項目をマトリックスで重要な項目、その次に追従する項目をはっきり書いていって、そこに事業を合わせていかないと、ぽっかり穴が空いてしまう事業が出てくる。



例えば、デートDVに関するデータがない。事業の必要性は理解できるが、やはりデータがあって、そこに重要度がはっきり明確にされて、それに対して事業が行われる。PDCA が明確にされていないと、必要なことはわかるが、一番先にやらないといけないという判断がなかなか難しい。

フィルタリングに対する話もずっと取り組んでいるが、条例改正もなされるだろうが、フィルタリングの事業がここには書かれていない。じゃあフィルタリング事業は今年はやらないということなのか。

ひきこもり・ニート対策でも、ここにデータがない。事業とはすなわちそこに税金をかけていくわけだから、問題点のボリュームと重要度があって、本来事業は行われるべきで、このロジックが必要ではないかと思う。

今回14の課から35の事業のご説明をいただいたが、重要度と項目別にどういう事業が必要か、そこで担当部署が決まっていくべきと考える。若干重複感も感じる。状況のなかで課題の重要度を把握し、優先順位を付け、それに合わせて事業を行い課題を解決していただきたい。

繰り返しになるが、仮に数字が低くても芽を摘んでおかななくてはならない、例えば脱法ハーブの問題は今やっておかないといけないというのであれば、これは重要度が高いわけで、事業としてやってくる必要があると思う。

状況があって、Do（実行）がくるが、数ヶ月に一回の会合しかない我々にとっては、途中の分析、評価、プライオリティが見えにくい。

#### 【青少年・生涯学習課】

県では主な政策集として、毎年度、重点的な課題について目標・課題を設定して、それに対する取組状況をまとめ、事業を計画・実施している。ただ、今回青少年の分だけを抽出してしまった感があり、もう少し気をつけて抽出していきたい。

#### 【委員 1】

青少年の健全育成に関する条例の件があるので次に移ります。

#### 【青少年・生涯学習課】

2月、3月の青少年問題協議会において、青少年健全育成に関する条例の改正を含めた制度整備と啓発の両輪について、ご協力、また重要な意見をいただき、賛同を得たところでございます。

本日はその後の進捗の状況について説明・報告をさせていただきます。

#### (資料4) パブリックコメントの実施結果

4月16日から5月7日までの間、青少年健全育成条例改正の骨子案を公表してパブリックコメントを実施、その結果、1団体から3件の意見を受けた。

その意見の概要及び県の考え方としては3項目（資料4の2枚目）

### 1：保護者に対する普及啓発の取組

青少年の育成にとって保護者が重要であり、啓発の場に積極的に参加を促す仕組みを取り入れる必要があるとの意見があった。

県としては、条例で保護者の努力義務を規定するとともに、青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアムを中心として、保護者が青少年のインターネット利用について適切な判断を行える仕組み、必要な情報が必要な方に届いていく仕組みを構築していく。

### 2：事業者等の説明義務

事業者が独自に作成している書面をもって、条例上の要件を充たすこととしていただきたいとの意見があった。

これについては、育成条例で定める要件を満たすことが重要であり、事業者が作成すればそれで条例上の義務が履行されているとは考えていない。条例上の要件を充たすもの、これが条例上の義務が履行されているものと考えている。

### 3：保護者に対する書面提出義務

保護者が最終的な判断として、フィルタリングサービスを利用しないとした場合に、事業者に対してその旨の書面を提出するもの。全国で見ると、兵庫県が条例上の書面の様式を定めているが、事業者側にとっては、非常に負担になっている現状がある。それを踏まえて、保護者に2重の申告を強いることのないよう、書式を事業者がユニバーサルサービスとして用いている書式と、条例上の書式の2重の申告を強いることのないようご配慮いただきたい。

さらに、電気通信事業法121条について、電気通信事業者、いわゆる携帯電話事業者には、原則として、携帯電話を含む電気通信事業の関係で、役務提供義務があり、基本にお客様から契約の締結を求められたら拒否できない。

保護者がフィルタリングサービスを利用せず、条例にもとづいて書面を提出する際に、なぜ書面を提出しなければならないのかともめた場合を想定して、解除申告書の運用と電気通信事業法との整合性もご配慮いただきたいとの意見もいただいている。

この点、書式については、条例上の定める要件を充たすことが重要であり、それで条例上の義務が履行されているものと考えている。なお、条例上の書式を定める予定はない。

また、電気通信事業法121条の関係については、正当理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならないと規定されている。今回予定の条例の規定に反する場合、正当な理由に該当すると県としては考えており、その点では、電気通信事業法121条との整合性は図れると考えている。

パブリックコメントに対する意見の概要と県の考え方は、以上でございます。県としてはパブリックコメントの結果も踏まえて検討を行ったが、2月及び3月の問題協議会で賛同いただいた方向そのものには変更はないと判断している。パブリックコメントについては、以上。

#### 資料5：今後の方針

3月の青少年問題協議会で賛同いただいた条例改正を中心とした制度整備と、施策・教育の両輪による運用の具体化を図っていく。条例改正案については6月議会に提案するため、現在手続きを進めている。

#### コンソーシアムの申し合わせについて

5月16日に奈良コンソーシアム構成団体による代表者会を奈良県庁において開催し、申し合わせを行う方針を決めている。これは条例改正が成立することを前提としているが、条例が改正されれば、施行日付の10月1日をもって申し合わせを行う予定。

統一説明資料については、本年度5万部を準備しており、9月に携帯電話販売店向けの条例改正の説明会を予定、その場で配布、10月1日から店頭での配布・説明を開始する方針。

啓発の関係では、県では、今年1月に実施した県内の携帯電話利用実態調査にもとづき、県、県教育委員会、県警察と共同で作成した啓発資料「フィルタリングと保護者の見守りを」を活用した啓発の推進を図っていく。

また、県教育委員会等の協力を得ながら、保護者、青少年、教職員、指導者を対象とした啓発機会の確保を推進していく。各部署が連携した取組として、保護者及び青少年がインターネットの危険性の認識をもっていただき、関心を高めていただくことを目的に啓発を推進している。これにより、必要とされる情報が必要としている人、保護者・青少年に届いていく仕組みづくりを意識した啓発を推進していく。啓発資料については、私学を担当している教育振興課、公立学校を担当している義務教育生徒指導支援室の協力を得て、県内の全小中高等学校へ資料を提供し、夏休み前に予定されている三者懇談等の場で指導・啓発の材料にさせていただけると伺っている。

奈良県PTA協議会会長、高等学校PTA協議会会長にも個別に県の状況について説明をさせていただき、そのなかで、PTA等の会合における啓発の機会の確保を要請している。明日15日も高等学校PTA協議会が予定されており、そこへ私と課長も出席し、取組について説明する予定をしている。今後も関係団体等を通じた継続した取組を進めていく。

#### 学校関係者、指導者に対する啓発

特に青少年を指導する立場にある教職員、地域の大人で青少年指導員等を対象として、指導者層そのものがインターネットの知識を高めてもらう、また、現場の対応のなかでの対応力の強化を目指した取組を推進していく。

具体的には、各地域には中学校を中心にして、生徒指導部会等があり、また、小・中・高各校種別に県レベルでの生徒指導研究協議会があり、特に研究協議会が参加、運営している奈良県児童生徒の規範意識向上推進連絡会の場を利用して、生徒指導担当の教員を対象に、インターネットに関する講習等を実施し、現在スキルアップを図っている状況にある。今後も夏休み中、各学校での教員研修等が実施され、そのなかでの取組を検討している。

#### 条例改正に伴う主な取組（予定）

条例改正が議会で成立すればという前提だが、夏休み前までに県内各学校に対して改正内容の周知を行う。

また、携帯電話販売店向けの条例改正説明会も9月に開催する計画を予定しており、そのなかで、条例の施行・運用に対する協力と、具体的な内容について説明する予定。

また、条例改正が成立すれば、10月に県、県教育委員会、県警察合同での携帯電話販売店への一斉立ち入り調査も現在計画しており、調整を進めている。

#### コンソーシアムによる啓発・推進

前回、平成25年度の文部科学省事業に応募中として報告していたが、要求額171万9千円で、受託が決定した。主な事業としては、子どものネットケータイを考える集いを9月6日に大和高田市の奈良県産業会館で行う予定。ここでは保護者を対象として、ソーシャルゲーム会社から講師を招き、参加する保護者自らが実際に会場に用意されたタブレット端末を使用して、ゲームの仕組みと安全対策の理解を深める。

また、出前型の講習会として、ネットケータイ出前啓発講習会も開催していく。様々なメニューを準備して、受講者のニーズに沿ったテーマを選択していただき、携帯電話事業者・またNPOも活用して、参加者に理解しやすい講習会を目指す。

昨年から続けているコンソーシアムと帝塚山大学との協働によるネットパトロール事業も継続して実施予定。

#### ネットケータイ指導者セミナー

主に、教職員、指導者を対象とした講習で、8月23日に県立教育研究所での開催を予定。内容については、条例改正のほか、ネットパトロール事業についての発表、基調講演として、コンソーシアムの構成団体でもある一般者社団法人モバイルコンテンツ審査運用監視機構吉岡氏より、最新の子どもの達関わるインターネット事情についての講演を予定している。

県としては、今後も条例改正を中心とした制度整備、必要な情報を必要な方々に届けるための啓発等の推進に努めて参ります。

報告については以上です。

**【委員 1】**

改正条例について何かご意見はございますでしょうか。

事務局の方で、フィルタリングや啓発についてこの協議会でかなり時間を割いて議論をいただき、いろいろご指摘等がありました。コンソーシアムの実体的な運用をもう少しわかりやすいかたちで、県民はじめフィルタリング状況についても説明してほしい。せっかくのコンソーシアムが、啓発だけというのでは……。よろしくお願ひしたい。

携帯販売会社と保護者のつながりをコンソーシアムの中で協力して進めていただきたい。

時間になりましたので、これで、本日の審議を終了いたします。

本日はありがとうございました。